

公的研究費等の不正防止に関する基本方針

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき埼玉工業大学（以下「本学」という。）における公的研究費等について不正行為を防止し、適正な運営・管理を行うための必要な事項を定めるものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

本学の公的研究費等を適正に運営・管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、研究活動コンプライアンス推進責任者を定め、最高管理責任者のリーダーシップのもと責任体制を明確に定めて公的研究費等の運営・管理を行います。

- (1) 最高管理責任者 学長
- (2) 統括管理責任者 副学長
- (3) 研究活動コンプライアンス推進責任者 先端科学研究所長・研究科長・学部長

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費に関する使用ルールの周知徹底や見直しを行い、公的研究費の不正行為を防止する環境整備を行います。

また、公的研究費等の使用に関する行動規範を策定し、どのような行為が不正に当たるのかを理解するためのコンプライアンス教育を実施するとともに、啓発活動を定期的に行い、構成員の不正使用防止の意識向上と浸透を図ります。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性ある対策を確実に継続的に実施します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を促すとともに、研究費の執行は、毎年度発行する公的研究費の執行に関する学内のルールを定めた「公的研究費使用マニュアル」に則り行います。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等についての機関内外からの相談窓口及び不正使用等に関する通報窓口について機関内外に周知します。また、公的研究費等の不正防止への取り組みを外部に公表します。

6. モニタリングの在り方

公的研究費等の執行に関わる事務部門による日常的なモニタリングに加え、機関全体の視点から毎年度定期的に内部監査を実施します。内部監査結果等はコンプライアンス教育及び啓発活動等に活用し、機関内に周知します。

以上